○豊島区入札監視委員会運営要綱(平成22年総務部長決定)

平成22年3月31日 総務部長決定 改正 平成22年12月24日

改正 平成30年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例(平成26年豊島区条例第16号。)に基づき設置する豊島区入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定め、もって豊島区(以下「区」という。)が発注する工事、業務委託、その他の契約(以下「区の契約」という。)に関し、入札・契約手続の透明性を確保し、公正な競争を促進することを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所嘗する。
 - (1) 区の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受け、第8条第2項及び同条第3項の 規定により委員会が審議する区の契約を選定すること。
 - (2) 区の契約に関し、条件付一般競争入札参加資格の設定内容の適否並びに希望型指名競争入札及び指名 競争入札(競争見積合せを含む。)に係る指名業者の選定方法の適否並びに随意契約(プロポーザル方 式による契約を含む。)を行った場合における当該指名の適否についての審議を行い、意見の具申を行 うこと。
 - (3) 区の契約の変更に関し、変更した契約内容の適否について審議を行い、意見の具申を行うこと。
 - (4) 区の契約に関し、一般競争入札及び条件付一般競争入札並びに希望型指名競争入札及び指名競争入札 並びに随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理について審議を行い、意見の具申を行うこ と。
 - (5) 区が行った入札参加停止及び指名停止措置に係る再苦情処理について審議を行い、意見の具申を行うこと。
 - (6) 区の契約に関する談合情報への対応について報告を受け、必要に応じて意見を述べること。
 - (7) 区の入札契約制度の改正について報告を受け、必要に応じて意見を述べること。 (審議の種類)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる審議を行う。

- (1) 前条第1号、第2号、及び第3号に係る審議(以下「定例審議」という。)
- (2) 前条第4号及び第5号に係る審議(以下「再苦情処理審議」という。)

(委員会の委員及び任期)

- 第4条 委員は、公正・中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に処理する ことができる学識経験等を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 2 委員会は、委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会に関する事務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、毎年度、定例審議を実施するため3回以上会議を開催する。
- 3 委員長は、豊島区入札契約手続苦情処理要領(平成22年3月31日総務部長決定)第10条の規定に 基づき、第2条第4号の規定による入札契約手続に係る再苦情処理又は同条第5号の規定による入札参加 停止及び指名停止措置に係る再苦情処理の申立てがあったときは、速やかに委員会を招集し、再苦情処理 審議を行う。
- 4 会議は、委員の2人以上の出席がなければ、開催することができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 会議は非公開とする。ただし、委員会の決定により、公開とすることができる。

第2章 定例審議の実施方法

(運用状況の報告)

- 第7条 第2条第1号の規定による入札・契約手続の運用状況についての報告は、次の各号に掲げる報告書 に基づき契約課長から説明を受けるものとする。ただし、予定価格が250万円未満の区の契約について は、報告の対象から除外するものとする。
 - (1) 入札方式別発注契約総括表(別記第1号様式)
 - (2) 入札方式別発注契約一覧表 (別記第2号様式)
 - (3) 年度別変更契約一覧表 (別記第3号様式)
 - (4) 入札参加停止及び指名停止措置等運用状況一覧表 (別記第4号様式)
 - (5) 談合情報報告書(別記第5号様式)

(定例審議の方法及び審議対象案件の選定)

第8条 委員会は、第2条第2号による審議は、次項の規定に基づき選定された案件に関し、契約手続につ

いては契約課長から、契約内容については所管課長から説明を受けたうえで審議する。

- 2 定例審議対象案件は、入札方式別発注契約一覧表(別記第2号様式)の中から以下の号に掲げる入札契 約方式の区分ごとに案件を1件以上選定する。
 - (1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札
 - (2) 希望型指名競争入札及び指名競争入札 (競争見積合せを含む。)
 - (3) 随意契約 (プロポーザル方式による契約を含む。)
- 3 前項の規定による定例審議対象案件の選定のほか、委員会は、毎年度、年度別変更契約一覧表(別記第 3 号様式)の中から定例審議対象案件を選定することができる。

(区長への報告・意見具申)

- 第9条 委員会は、契約手続・契約内容に係る定例審議を終えたときは、定例審議報告書(別記第6号様式)により区長に報告するとともに、改善すべき事項があると認めときは、意見具申を行うものとする。
 - 第3章 再苦情処理審議の実施方法

(再苦情処理審議の運営)

- 第10条 委員会は、再苦情処理事案について公平かつ独立した立場から審議し、必要に応じて申立者及び 当該事案に係る事務担当者から説明を求めることができる。
- 2 第6条第4項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により再苦情処理審議のための会議を開催できない場合には、委員長は書類の回議をもって当該審議に代えることができる。
- 3 前項の措置を講じた場合には、委員長は、その結果を直近の会議において報告しなければならない。 (区長への報告)
- 第11条 委員会は、再苦情処理会議を終えたときは、意見書(別記第7号様式)を作成し、審議の依頼が あった日から起算して概ね50日以内に区長に提出するものとする。

第4章 補則

(議事の概要)

- 第12条 委員会は、議事の概要を作成し、これを区のホームページに掲載することにより公表する。
- 2 前項の規定にかかわらず、出席委員の過半数をもって決した場合は、議事の概要を公表しないことができる。
- 3 議事の概要の作成方法は従前の例による。

(委員の除斥)

第13条 委員は、第2条第2号、第3号、第4号又は第5号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式から第7号様式 省略